

「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」の概要

R7.12

(定数削減・選挙制度改革法)

第1 「1割削減」の宣言

第2 削減の方法と期限

- (1) 衆の協議会で選挙制度と定数削減の一体的検討→法制上の措置
- (2) 期限は「1年以内」

第3 上記の措置が講じられない場合の措置

・選挙制度をどうするか？
(例：中選挙区制にするか)
・削減数をどの程度にするか？

衆・協議会



R8.12

結論を得て
法制上の措置

約1年

〔(小)選挙区の区割り
作業が必要な場合〕

R9.12～

定数削減
実施可能



結論を得られず
1年の期限徒過

自動発動

小選挙区25減・比例20減
(停止条件付の措置)

本法案の中に実体的規定（公選法改正）として、小選挙区25・比例20減を盛り込む

小選挙区25減・比例20減の措置

〔小選挙区の区割り作業〕 約1年 → 小25・比20減
実施可能

